

## はじめに

2015年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)において、新たな地球温暖化対策の国際枠組みを決める「パリ協定」が採択されました。1997年の京都議定書以来の新たな枠組みができたわけです。京都議定書では、これまで温室効果ガスを多く排出して先に発展してきた先進国の方が、より多くの責任を負うべきであるとの原則「共通だが差異ある責任」があり、削減の義務を持つ先進国と、削減の義務を負うことなく支援を受ける発展途上国の間には大きな差異がありました。2010年における世界の国別二酸化炭素排出割合の第1位と第3位を占めた中国とインドは当初から京都議定書では含まれておらず、かつ同第2位の米国も脱落してしまいました。一方、今回のパリ協定ではすべての国が温室効果ガス削減に取り組む義務を負うことになりました。世界の平均気温は産業革命以前と比較して、1度近く上昇しており、危険な温暖化を防ぐためには「2度未満」ではなく、さらに厳しく温度上昇を「2度より十分低く抑え、さらに1.5度まで」とするよう努力する目標をもち込んだ「1.5度目標」が採択されました。これは温暖化の影響を受けやすい島嶼国などが強く求めた結果と言えます。また、パリ協定では5年ごとに削減目標を見直し、より進んだ目標を出すよう各国に義務付けています。

しかし、これまでの2度目標に対応する2050年の温暖化ガス排出量は2010年度比で40～70%削減ですが、この1.5度目標では70～95%削減となり、実質ゼロを目指すという極めて厳しいものです。したがって、5年ごとに目標を見直し、達成状況を報告することになっていますが、達成状況の低い国はなぜ低いのか、その原因・理由をも報告し、それを改善する方策の提示を同時に行うよう義務付ける必要があります。さらに、この目標達成にはこれまでの様々な対策に加えて、温暖化ガス排出ゼロのスマートシティの実現とイノベーションに基づく技術開発とその技術をオープンにしていくことが必要ではないでしょうか。

中国では、2015年12月にも微小粒子状物質(PM2.5)による深刻な大気汚染が引き起こされており、大気汚染と地球温暖化の共便益効果を考慮すれば、温暖化ガスの排出抑制はさらに積極的に進めるべきものです。特に中国のPM2.5やオゾンが越境汚染として我が国にも大きな影響を与えており、中国の地球温暖化対策と大気汚染対策への我が国の技術協力は重要です。我が国としては、中国の大気環境改善のために都市間連携事業等により協力しているところですが、この成果は結果として我が国の大気環境改善にも繋がるものです。

埼玉県環境科学国際センターは、2000年の創設以来、試験研究・環境学習・国際貢献・情報発信の四つの機能を果たし、平成25年から地球環境・自然共生研究領域(温暖化対策、大気環境、自然環境)、資源循環研究領域(資源循環・廃棄物、化学物質)、水・土壌研究領域(水環境、土壌・地下水・地盤、環境放射能)の3研究領域8分野とし、温暖化や持続可能な社会づくりに向けた強化を行ってきました。今後も当センターの活動や成果を広く県民に知っていただくため、センター講演会、セミナー、ゴールドenウィークや夏休み中の各種イベント、彩の国環境大学、出前講座など幅広い活動を継続してまいります。

当センターの目標を達成するために、関係者皆様のご理解とご支援を仰がなければなりません。本年報をご高覧いただき、当センターの活動について率直なご意見をお寄せ下さいますようお願い申し上げますとともに、さらに高い視点からご指導ご鞭撻を賜ることができれば幸いです。

平成28年3月

埼玉県環境科学国際センター  
総長 坂本 和彦